

議員提出議案第5号

尼崎市における公共事業の契約制度のあり方に関する条例について

尼崎市における公共事業の契約制度のあり方に関する条例を次のように制定する。

平成20年12月2日提出

尼崎市議会議員	塩	見	幸	治
同	小	柳	久	嗣
同	辻			修
同	都	築	徳	昭

尼崎市における公共事業の契約制度のあり方に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例（平成 年尼崎市条例第 号。以下「基本条例」という。）第8条の規定に基づき、本市における公共事業に係る入札及び契約に関する制度（以下「公共事業入札・契約制度」という。）について必要な事項を定めることにより、公共事業の質を維持するとともに、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上及び雇用の確保を図ることを目的とする。

2 この条例を運用するに当たっては、市内の中小企業や零細企業の経営の実態に必要な配慮を行うものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、基本条例における用語の意義による。

(基本理念)

第3条 本市における公共事業入札・契約制度は、そのすべての過程において、談合その他の不正行為又は建設業者等（公共工事等を請け負うことを営む者をいう。以下同じ。）の間の一切

の不正な行為が排除されるものでなければならない。

- 2 本市における公共事業入札・契約制度は、入札及び契約の過程において、これに参加するものの間において公正な競争が促進されるものでなければならない。
- 3 本市における公共事業入札・契約制度は、入札及び契約の内容において、透明性が確保されるものでなければならない。
- 4 本市における公共事業入札・契約制度は、これにより調達されるものの品質の維持及び適正な契約金額を考慮したものでなければならない。
- 5 公共調達のうち建設工事等は、本市の経済活動の基盤である社会資本を整備する重要な公共サービスであり、これを担う建設業者等の健全な育成は市民の経済活動にとって重要であることに鑑み、公共事業入札・契約制度は、建設業者等のもつ技術のほか、法令の遵守状況及び社会的価値の向上に向けた取組が適切に評価され、当該評価の結果が入札及び契約の過程に反映される仕組みとしていくものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)を踏まえ、公共事業入札・契約制度を運用するとともに、その運用の状況を常に点検し、必要に応じて見直しを行うなど、その改善に努めなければならない。
- 2 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、規則で定めるところにより、毎年度、議会に対して公共事業入札・契約制度の運用の状況を報告しなければならない。

(尼崎市公共工事等の公共調達に関する委員会)

- 第5条 基本条例及び基本理念にのっとりた公共事業入札・契約制度に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市公共工事等の公共調達に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長等の諮問に応じ、又は必要があると認めると

きは自ら、公共事業に係る入札に参加する者に必要な資格の水
準の審議を行う。

3 委員会は、基本理念にのっとり、必要があると認めるときは、
市長等に対して公共事業入札・契約制度の改善について、必要
な措置を求めることができる。

4 市長等は、委員会から前項の規定による改善の求めを受けた
場合は、これを尊重しなければならない。

(組織)

第6条 委員会は、委員8人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者のうちから、議会の同意を得たうえで、
市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨
げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらか
じめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開
くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決するとともに、
可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(部会)

第11条 委員会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるた
め部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 第8条第2項、第9条及び前条の規定は、部会について準用する。
- 5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決を持って委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に召集される委員会は、第9条の規定にかかわらず、市長が召集する。

(説 明)

公共事業の契約制度のあり方を改善するため、条例制定の必要を認めためたので、本案を提出する。